

第九回 参議院法務委員会會議録第五号

昭和二十五年十二月七日(木曜日)午前十一時十五分開会

本日の会議に付した事件

○刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○裁判所職員定員に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察及び裁判の運営等に関する調査の件

○人権擁護及び国内治安に関する件(朝鮮動乱に関する件)

○委員長(北村一男君) それでは委員会を開きます。

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案に対して衆議院において修正せられましたので、この修正点を便宜政府委員より御説明願います。

○政府委員(野木新一君) 政府提出にかかると刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案に対する修正案が、衆議院法務委員会へ提出されて、お手許に配付してあるように議決になりました。この趣旨は政府として当時議場におつた関係で承知しておりますので、その点を御説明申し上げたいと思ひます。

政府原案におきましては、第二條の改正をいたしまして、第二條中に「この法律及び裁判所の規則に特別の定めがあるものを除いては」ということを加えて、現行法の第十三條を削るといふものであります。この趣旨は過般來に申上げましたように、裁判所の規則で定める事項に關して現在一部の間に進行されておるような疑義を避け、多少ゆとりを持たせたいという考へでございますが、この法文自体から見ますと、誠に広汎な委任のようになっておりました。このような広汎な委任の形で法律にするのは非常に面白くない。やはり裁判所の規則で定めるものとしても、現在の十三條程度のことであるべきであらうという趣旨で、この二條の改正規定が削られたわけでありませぬ。あとはその條文の整理に過ぎませぬ。政府側といたしましてはこの点につきましては、衆議院で御心配になるように、広く實際裁判所の規則で定めるといふことは予定しておりません。したので、而も法文の形が成るほど非常に広い委任の形になっておりますので、衆議院の修正については特段の異議もないようでございます。

あるものを除いては」ということを加えて、現行法の第十三條を削るといふものであります。この趣旨は過般來に申上げましたように、裁判所の規則で定める事項に關して現在一部の間に進行されておるような疑義を避け、多少ゆとりを持たせたいという考へでございますが、この法文自体から見ますと、誠に広汎な委任のようになっておりました。このような広汎な委任の形で法律にするのは非常に面白くない。やはり裁判所の規則で定めるものとしても、現在の十三條程度のことであるべきであらうという趣旨で、この二條の改正規定が削られたわけでありませぬ。あとはその條文の整理に過ぎませぬ。政府側といたしましてはこの点につきましては、衆議院で御心配になるように、広く實際裁判所の規則で定めるといふことは予定しておりません。したので、而も法文の形が成るほど非常に広い委任の形になっておりますので、衆議院の修正については特段の異議もないようでございます。

○委員長(北村一男君) そのほか本案審査として付託されております四件、即ち裁判所職員定員に関する法律等の一部を改正する法律案、裁判所法の施行法の一部を改正する法律案、民事訴訟法等の一部を改正する法律案、この四件につきまして御質疑のある方は御發言願います。

○伊藤修君 只今政府委員から説明がありました衆議院の修正案に対するところの問題につきまして、お確かめし置きたいと思ひますが、今の修正案に對しましては、当委員会におきましても御承知の通り修正のごとき意見を持つておつたのであります。恐らくそれに対して、委員会として賛成だろうと思ひます。従つてその結果、政府の修正案というものが先の施行法に戻つてしまふわけでありませぬが、そうするといふと、いわゆる十三條で以て今後におけるところの旧件の処理が暗えるのかどうか、その点を確かめて置きたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) 十三條の委任による或る程度のルールの規定で旧件の処理は賄つて行けるものと存する次第であります。

○伊藤修君 賄つて行くといふことは、新しくルールを規定する意味ですか、又は規定するとならば、どういふような趣旨のものを規定しようとするのですか。

○政府委員(野木新一君) 第十三條の委任に基きまして、特に控訴審につきまして、或る程度のルールが作られるのではないかと予想しておる次第であります。そのルールは先般最高裁判所事務局のほうから申上げた程度でありまして、控訴審についてその限度を明らかにさせて、そこに審理を集中して行くといふような程度のものではあります。その程度のことならば、現在十三條について作られておる施行規則に比して特に被告人に不利益というよりなこともありませんので、先ず十三條

の委任の範囲内で賄えるものと考えておる次第であります。

○伊藤修君 そうすると、こういう問題が起つて来るのですが、その点を明らかにして置きたいと思ひます。いわゆる二條の範囲内において十三條というものが生きて行くのかという見解に對して、政府はどういふふうに考へておられますか。

○政府委員(野木新一君) すでに御承知のことと思ひますが、第十三條の解釈につきまして、若干疑義があつて最高裁判所でも争われて先般判決が出たわけでありませぬが、私どもといたしましては、その十三條と二條と比べて見まして非常に十三條を厳格に文字通り読むとすると、十三條の立案の意味といふものは全くない、といふのは旧刑事訴訟法におきましては非常に細かい点まで、言い換えて見れば新刑事訴訟法におきましては最高裁判所の規則に任せておられるといふような程度のことまで非常に詳しく規定してあるわけでございます。ところが施行法全体の考へから見まして、十三條の趣旨は旧法事件については一応旧法の根本構造を維持して旧法によつて行くのであるけれども、多少程度の軽い、いわば新法で規則に任じてあるといふ程度の事項につきましては、経過事件の処理として規則で、十三條の委任による規則で多少の旧法の修正なんといふような程度のことではあるのではないかと、そういう考へを持っておられるわけでありませぬ、判決も大体その考へによつてお

るように心得ておる次第でございます。

○伊藤修君 そういたしますと、この十三條の場合においては、第二條との比較對照して解釈するといふと、少くとも十三條において賄えるところのルールの制定範囲といふものは單なる手続に關するものといふふうに限られと解釈してよろしいですか。

○政府委員(野木新一君) 旧刑事訴訟法の基本的構造に觸れる分野、又被告人の利益に非常に大きな關係があるといふ部分、又別の言葉で申上げますれば、新刑事訴訟法においてルールに讓つていないといふような部分、その限界はやや具体的な場合になりますと多少問題になる点もありませんが、大まかに申上げますならば、そのような事項のみを十三條では予定しておるものと存する次第であります。

○伊藤修君 往々にいたしまして最高裁判所はいわゆる規則制定権といふものを拡大せんとする傾向がある。又規則制定権といふものを牙城にしようといふような考へ方もあります。そういう片鱗がともするとこういう條文を利用して現われて来るということがあり得ると我々は見ておる。我々は衆議院及び参議院においては第二條を修正しますが、そういう事実と行つていふところから出て来ておる。いわゆる十三條を利用いたしましてその趣旨を没却するがごとく拡大して任意に規定

されることは誠に遺憾なものであります。この点はあらかじめ我々として強く要求して置きます。

○政府委員(野木新一君) 政府といたしましては法律と規則の關係につきましても、従前から法律が優位である。即ち新憲法の構造全体から考えて見まして、ルールでは法律です。規定した事項を変更しないという見解をとつて参りまして、その見解は今でもなお堅持しておるわけでありまして、この法律と規則との關係につきましては、実は衆議院の法務委員会におきまして、いろいろ議論がありまして、裁判所事務当局もその際列席しておりましたので、国会側の強い意見もよくわかつておるものと信じておるわけでありまして、のみならず規則制定の實際のところを見ますと、法律に衝突しないように、法律の範囲内で規定して行きたいというふうな取扱のようでありまして、時として條文の不出来という關係で疑義が生じた例もありますが、大体基本的な考えといたしましては、最高裁判所事務当局はやはり法律を尊重して、法律の下でルールを作つて行くというふうな運用のようにも承知しておるわけでありまして、政府側もルール制定委員会の委員、幹事等として列席する機会もありますので、その機会を利用して、そうして国会の意のあるところも反映して行きたいと存じておる次第であります。

○伊藤修君 それに関連しまして、最高裁判所のほうでは何か通牒か、或いは指令ですか、規則でしたか、全国の裁判所に向つて集中審理の指令を出しておるようではありますが、いわゆる集中審理というものは机上の考え方と

ては成るほど首肯されるのであります。これが実際の面において行なつた場合において、或る特定の事件のみ集中審理が行われ、他の事件がその後に入れられて行くという結果を生ずる。現に日常今日行われておる場合でも、すでに集中審理を行うために、今日行われておる三月、四月というふうになつて、そのときにまだ片付かんという、それが又五月、六月になつて事件が順ぐり先に送られるという傾きがあるのじやないですか、却つて集中審理をする、それによつて他の事件を遅らせる結果になり、一つの特定の事件のみをやつて、他の大多数の事件は遅らされることになりやしないか。これは集中審理一本でやるというのではな

くして、集中審理を必要とする事件のみを行なつて行くという方法で、その審査というものは相当ゆとりのあるものにして現場に任すべきものじやないか、こう思いますが、その点に關してはどうですか。

○政府委員(野木新一君) 通達の方に つきましては、別に最高裁判所事務当局から御説明をすることにいたしました。政府側の意見といたしましては、成るべく集中審理の方式は今までの方式と大分違つておるわけでありまして、英米で行われておるような集中審理の方式は、すぐそのまま直ちに日本で実行できるかどうか、又実行して行くかどうかという点につきましては、いろいろの見方もあるものと存じますが、少なくともやはり議論の争点とか、証拠の申出とかいう点は準備手続でみづちりやつて置かなくては、そうして公判になりましてからその準備手続をすつかり整

備せられれば、論点はつきまじて証人を喚び審理を集中してやるといふことにはいたしません。裁判官の記憶も非常にフレッシュでありまして、事件の正確な裁判及び記憶のフレッシュなうちに裁判ができません。その事件を、一つの事件を見ても結局早くなりません。従つて事件全体を見ましても、終局的の場合、即ち集中審理の方式に切り替へる場合につきましては、若干今月あつて入れられるというところが起り得ると思ひます。全部に切替つた場合に集中審理のほうが早く行くのでありまして、勿論理想的に行うためには、なおいろいろの各方面の御協力を願わなければならぬし、なお法的手当も場合によつては必要かと思ひますが、今度の法案におきましては、差當つて

そういう集中審理もできるという基礎を作るといふ程度でありまして、これ以上どの程度厳格な集中審理をするかどうかという点は相当運用に残されておる面もありますので、その点は實際の我が国の現状に応じて集中審理の方向に向つても、適当に調整されつつ運用されて行くものと信ずるわけであり

○委員(北村一男君) 最高裁判所のほうから御答弁を求められますかどうですか。

○伊藤修君 今のこれに関連して、集中審理の効果及びその真実発見、事案に対する促進といふことにつきましても、お説を伺うまでもなく私さうに信じております。ただ私の言うのは、その特定の事件はそれによつて相当スムーズに、而も親切に事案の進行がなされるというところは御説の通りだと思ひます。併しそういうことをやることによつて特定の或る事件によつて、例えば六月三十日まで旧件を皆な片付けるといふことになれば、その期間中にどんなふうな事件が処理されるかといふことは、あらかじめわかる、そうすると今日一万数千件ある旧件が果してそれで処理できるのかどうか、或いは六月三十日まで処理できるといふ方針でそういう方式をおとりになるのか、そういう点を併せて御説明願ひたい。

○政府委員(野木新一君) 六月三十日まで旧件を処理するといふ点につきましても、旧刑訴事件はたしか通達に承知しておりますが、民事については只今のところ私記憶にはつきりしておりませんので、後ほど最高裁判所事務当局に連絡してお答えしたいと思つておられます。ただ集中審理の方式が事件全般について行われて行きますれば、やはりその個々の事件のみならず、事件の総量と申しますか、全事件を推算して見ても、やはり結局早く進むのではないかと、一応理論的には……

○伊藤修君 理論的といふことになりますと、あなたも現場にいらつしやつたかどうか存じませんが、それははつきりです。集中審理はあらかじめ六月三十日までの百八十日の間にその事件を現在の一万数千件を割当てたらできつないですか。理論的にできな

いですが、それは一件に例へば三日な

ら三日要する、或いは二日なら二日要するのではありません。たとえ一日として計算しても百八十日では片付かないし、一日で片付けられる事件はない

であります。それで全部割当てて計算

なすつても数字的に出て来ないです

よ。一日に一件ずつ片付けたつて……

それはどういふふうにお考えか。六月

三十日まで片付け、こういうお考

えかどうか。

○政府委員(野木新一君) この法案目

体がすでに六月三十日まで片付け

○伊藤修君 この法案によつて片付け

るといふのではなくて、この法案と関

連して、通達とこの法案と関連して

おるからお聞きしては……

○政府委員(野木新一君) その通達の

点につきましては、やはり最高裁判所

の一つの司法行政の運営になりますか

ら、むしろ最高裁判所の事務当局に御

説明願ひたいと思ひます。

○説明員(内藤藤雄君) 私から旧件

の処理の問題についてお答え申し上げよう

と存じます。旧刑事件につきましては

最高裁判所の通達におきまして来年の

六月三十日を目標として第二審の審理

を終了するようにという通達を出して

おります。只今お話のように現在一万

数千件からある旧法事件が、一体六月

三十日まで処理できるかどうか、そ

れは審理を集中いたしましたとしても、或

いはいたしませんでも同様の問題があ

るかと思ひます。実はその点につきま

しては、先般高等裁判所の長官の會議

を催しまして、各管内の事情をそれぞ

れ検討いたしました結果、一応六月三

十日という目標を定めたわけですが、

まして、一万数千件と申しますが、実

は中には例へば被告人が逃亡してお

りまして進行できないもの、或いは被

告人が病気で進行できないもの、そ

う

う

う

う

い事件が相当の数に上つておりま
す。そういつた事件の処理をどうする
かは又別途に考えなければならぬの
であります。只今その計数を、詳しい
計数を私持っておりませんので、はつ
きりした数字を申し上げられませんが、
そういう事件がかなりあるのでありま
す。そのほかの事件を実際の審理に入
れる事件は果して六月三十日までで
やるかどうか、これは最高裁判所とい
たしましては、判事の臨時的な職務の
代行の制度を活用いたしまして、主と
して警備してあります各高等裁判所の
控訴審では是非とも終らせるような措
置を講じたいというふうに考えておるわ
けであります。只今伊藤委員から御質
疑がございましたような、果してそれ
が本当にやれるかどうか、これはやれ
るだけやる。長官会議の協議の結果で
は大体やれる見通しが立つというふう
に考えております。

○伊藤修君 私のお尋ねしておること
は、要するにこの通達は関係方面の示
唆に基いて通達なされたことと存しま
すが、この通達を有効に実現するため
にこのたびの刑事訴訟法施行法の一部
改正、及び裁判所法の一部改正、民事
訴訟法等の一部改正というものが出て
来たものと考えております。要するに主
として旧件の処理ということに主体が
置れておる。かように考えます。現在
御承知の通りいわゆる旧件として残つ
ておるものは複雑なものも多く残つて
おるわけですが、簡易のものはずでに片
付いておるはずですが、現在残つて全国
の裁判所に警備しておる旧件というも
のは少くとも相当の日時を要するもの
であるということが言えるのでありま
す。お説のごとくそのうちで、病気が出

て来れんとか、或いは逃亡して出て来
れんというものはどのくらいであるか
存じませんが、旧件の中では私は少い
のじやないか、而もそういうものは新
刑事事件の中に多く数えられるべきもの
であり、旧刑事事件のものはその数字を
お示し願わなければわかりませんが、
私は少いと考える。大部分というものは
片付けなければならぬ、処理しなく
ちやならぬ、取扱わなくちやならぬと
いう事案に属するのじやないか。六月
三十日というのは一応の目途というお
考えならよいのですが、六月三十日ま
でに片付けるといふ御方針であるとす
れば不可能じやないか、こう考えるの
であります。その点のお見通しはどう
ですか。

○説明員(内藤頼博君) 被告人の逃
亡、或いは被告人の病気の事件は私の
承知しております限りでは相当の数に
上つておると存じます。それからなお
六月三十日はこれは目途ということ
でございます、それまでに処理できな
い場合どうするかということも考えざ
るを得ないわけでございます。けれど
も、これは目途というふうにお承知頂
きたいと思つております。

○伊藤修君 そうすると六月三十日ま
でに片付けなくてもいいわけなんです
ね。

○説明員(内藤頼博君) 片付けられな
い場合にそれが法律上何らかの効果を
生ずるといふことは別にないと存じま
す。

○伊藤修君 ついでにもう一つ伺つて
置きますが、これはどなたか、羽仁さ
んでしたかどなたかから示されたので
すが、簡易裁判所の判事のいわゆる特
任による方の経歴の資料であります

が、この資料に基きまして出て来ると
ころの、いわゆる特任の人の取扱つた
事件の破棄率というものはわかりませ
んか。昨日君の御答弁によりますと、
簡易裁判所の破棄率は二〇%だと
言つておられますが、その二〇%とい
うものは、いわゆる有資格者の簡易裁判
所の判事も含めておるのですか。大
体特任判事の取扱つた事件ですか。

○政府委員(野木新一君) 簡易裁判所
判事の上訴審における破棄率のうち、
いわゆる特任の判事のものとして以外
の弁護士等の資格を持つたもので判事
になつた者との破棄率の相違は只今の
ところは、その区別した資料は持つて
おりません。

○伊藤修君 最高裁判所は或いはおわ
かりになつておらないのではないです
か。いわゆる特任判事というものが問
題になつておりますね。その特任判事
というものは存置すべきか、又将来と
もこれは採用して行くかということ
一つの大きなこれは研究課題だと思
いますが、それが調査なされてい
ないかと急慢じやないですか。

○説明員(内藤頼博君) 御尤もなこと
だと存じますが、現在私どもの手許に
ございませ統計では簡易裁判所全体に
ついてあるだけであります。実は特
任の判事については特別の統計を手許
に持つておりませんので、直ちに御希
望に副い兼ねますことを甚だ遺憾に存
じます。

○伊藤修君 これは重要な問題であり
ますから最高裁判所において、いわゆ
る特任判事の能力というものを対する
一つの研究材料として、常にそういう
点を御注意願つて置きたいと思いま
す。そして我々に教えて頂きたいと思

います。そうすることによつて、将来
特任判事というものを立法上留め置く
かどうかということも副検事の存置と
いうものからも考慮しなければならぬ
と思つております。これは直接基本人権に
大きな影響を及ぼす重大な事項だと思
いますから、その点を十分御注意の上
御研究を煩わしいと思つております。で
ましたら次の国会でもよろしいから資
料をお示し願いたいと思つております。

○説明員(内藤頼博君) 最高裁判所の
ほうで十分考慮させて頂きたいと思
います。

○委員長(北村一男君) 羽仁さん、ご
ざいませんか。

○羽仁五郎君 それじやこれらに關す
る一般的な問題について最高裁判所及
び法務府の当事者に伺いたいのです
が、現在御承知のように十日に世界人
権宣言の記念日が行われようとしてお
るが、我々の国会、国会図書館にお
いても展覽会を開催しておりますが、そ
れを見ました。その場合にも人権蹂躪
に關する事件が非常に多い。なかつ
警察官による人権蹂躪、或いは檢察
官による人権蹂躪というものが非常に
多いのですが、こういう問題について
特に、その十二月十日の世界人権宣言
を迎えるこの際、最高裁判所及び法
務府では、こういう人権蹂躪が警察官
及び檢察官によつて行われておるとい
うような悲しむべき事態が非常に多い
という問題について、どういふお考え
をお持ちであるか。それを伺いたい
と思つております。

○政府委員(田中治彦君) 羽仁さんか
らの御質疑にお答え申し上げます。

只今仰せの通り、世界人権宣言の記
念日が参りました。一方人権侵犯と申

しますか、人権擁護と申しますか、そ
れを要する事件というものが追々に多
くなつております。法務府の人権局に
おきましてもこれに対応するところの
努力をして参つたのであります。特
にこの中で御指摘の警察官による人権
侵犯という件数も相当の数に上つてお
るのであります。併しながら特にこの
人権侵犯という、特に警察官の人権侵
犯、それを取上げてそれに対応した対
策を考え、或いは一般的な警告を發す
るといふことを只今考えていないの
であります。と申しますのは、人権擁
護局でも警察官或いは各方面の人権侵
犯ということには重大な関心を持つて
おります。本年の八月九月に入りまし
て、その件数を全国的に集めておりま
す。本年内にはそれを集計いたしまし
て、一つの結論を持つて意見の發表を
して行きたいという計画を持つており
ましたが、残念ながらこの週間に間に
合わなかつたような次第であります。
併しながら只今御指摘の警察官、檢察
官の人権侵犯事件につきましては、或
いはときに二、三件あるのです。その
ほか告発に至らないような事件につ
きましては公安委員会、或いは警察署
長、或いは國警長官に向いて、その
当該警察官の行政上の処分を求め
て、なおその上に民事的な警察のあり
方を普及徹底せしめるように警告を發
して参つておるのであります。

○羽仁五郎君 只今の問題に關連して
法務總裁の御所見も簡単に伺つて置
きたいのですが、現在人権擁護週間、或
いは世界人権宣言の記念日というもの
を迎えて、そうしてそれらについてい
ろいろな啓蒙的なことが行われている

のですが、要するに啓蒙程度のことではこの重大な問題について恐らく十分とはお考えになつていないと思つたので。先日人権擁護関係の御答弁の際にも、或いは関西地方における事件とか、或いはいま一つの事例をお挙げになつて、そういう面について十分の関心をお持ちのことはよくわかるのであります。この際特に世界人権宣言の記念日第二周年を迎えるに当つて、連合軍の司令部からもその問題についての所見の発表もあつたようでありまして、法務総裁としてどういふふうにお考えになつておるか。なかならず私は最も重要な点では、第一には人権尊重という問題について私は絶えず法務総裁が、そのことに關係する警察官、検察官、或いは判事、そういう方々に何つて高邁なる識見を以て訴えられるということが必要じゃないかと思つたのであります。

それから第二には現在日本において起つておる人権蹂躪の性質を見ますと、依然として強者が弱者を圧迫するといふ傾向が非常に強いと思つたのであります。ですから主として蹂躪される人々が統計を見ても万遍なく平均してゐるのじやなくして、先日も例におとりになつたように、第一には政治上圧迫される状態に置かれやすい共産党、或いはそれに關係する人々が多い。それから第二には女性とか少年とかそういう人々が多いと思つたのであります。これらについて恐らく現在日本のそういう關係について法務総裁としては一党一派に偏しない御見識がなければならぬと思つた。又警察担当の國務大臣としてもそういう点についての御所見があるはずだと思つた。併し一般

の、殊にいわゆる末端といひますか、そういう立場においてはそういうふうな共産黨員、或いはそれに關係する人々、或いは婦人だとか、少年だとかいう場合には、得てして必ずしも人権を尊重するといふ觀念が徹底してゐないのじやないか、而もそれは基本的な人権の確立の上には非常に大きな危険をそこへ孕んでいるのではないか。そういう意味で私は特に法務総裁にお答えを願ひたいと思つたのは、世界人権宣言記念日を迎えるに當つて、特に一般及びこれに關係する人々に向つて直接職務上、或いは政治上訴えられるというふうなお考えをお持ちかどうか。それから第二には、特にその問題に關して今申上げたように、特に人権を蹂躪されておる場合に多い政治上的關係とか、そういう問題について特に御所見をお述べになる機会を持つてうとしておられるかどうか。

それから最後に第三点として、法務府に人権擁護局というものがあつたが、併し實際においてその活動は非常な期待を寄せられておるにもかかわらず、十分だといふふうには世論は認めないのじやないか。その原因はどうか。ところにあるか、若しその原因が予算などにあるならば、それらの予算の裏付けを持つて、非常な期待を持つて考へられておるところの人権擁護局というものがある。十分な活動をなし得るような具体的な処置を現在、少くとも二十六年度の予算などにおいてはお考えになつておられるかどうか、そういう三点について伺ひたいと思つた。

○國務大臣(大橋武夫君) 先ず第一に警察官、或いは検事等人権擁護に特に重要な關係のありまする機関に對しまして、法務総裁として人権擁護の観点から訴ふる、これは私は極めて適切な方法でありまして、必ずやその効果は大なるものがあると存するのであります。是非さうなことの措置をとりたいと思つておられます。ただ時期といひましてはいろいろ都合がありまゝか、又その訴える方法といひましては如何なる方法によるかといふことは、今後研究して見たいと思つたのであります。併し先般法務委員会におきまして、一松委員、或いは鬼丸委員よりこの問題について御熱心なる御意見を述べられて、私といたしましては即日管下の各検事局に對しましてはこの旨を伝え、特に今後人権擁護の観点から、格段の注意を促すように通牒を發した次第であります。又特に人権を侵害されやすい部類の人たち、政治的に現在における比較的弱い立場にあると認められる人たち、或いは又年齢層、或いは性的に弱い立場にあると認められる人、これらの取扱に當りまして特に注意を促すといふことはもとより必要であります。さういふにいたさなければならぬと思つておられます。現に先般法務委員会におきましても共産党員に對しまして、特に輕微なる犯罪にかかわらず必要な逮捕状を出しておつたといふような事例がありまして、これに對しては直ちに処置をいたしたこともあつたわけでありまして、如何なる人に対してもかようなことが必要であります。特に弱い立場にある人たちに對しては一層注意を促す必要があると考へるのであります。

す。それからこの人権の尊重という意味におきまして、國民諸君の協力を受けて、同時に人権をややもすれば侵しやうかというふうな職責にある警察その他の人たちに對する國民の人権擁護の立場からするところの監視といふような努力、或いはそういう方面における理解を促進いたしたために、國民一般に對して人権擁護の必要性並びにこれに對して協力を要望するといふこともこれ又目的の達成上適切な処置でありまして、この点については十分に考へて見たいと思つておられます。それから最後に御質問になりましたが、人権擁護局の予算或いは機構の問題であります。これは従来、御指摘の通り、極めてその使命の重大なるに比較いたしました場合に十分でなく、又經費も足らず勝ちであつたのであります。かような時期でありまして、各方面におきまして經費の要請は極めて多端であります。到底所期の必要な經費を獲得するといふことは困難であつたのであります。併しできる限り年度の努力をいたしまして、昭和二十六年におきましては地方機関を増員する、又その經費を増額するといふ話合ひになつておられるわけでありまして、併し実際の場合には必ずしもさうでない程度のことしか認識されてゐないのじやないかと思つた。只今の法務総裁のお答えで大体の趣旨においては私満足でありますけれども、その点なお一層御考慮下さつて、特に只今の点に對しての御所見をもつて社会秩序担当の當事者に訴えられるという時期などの問題も、やはり十二月十日というのは随分重大な時期であります。そういう点も更に再考を促したいと思つたのであ

て人権の擁護が十分でないといふことが實際の問題としてあるのでございませぬ。この点につきましては弁護士の方から訴訟の促進を強く求められておられます。裁判所のはうもいたしたしましてもできる限りの訴訟の刷新を図りたいといふことで今回法案の御審議を願ひたいと思つた。もう一つは逮捕状の問題でございますが、逮捕状は、御承知のように、検察官或いは警察官の請求によりまして裁判官が出しているものであります。勿論その請求が當を得ないといふ場合には逮捕状を出さざるを得ないといふ場合にもあります。この点につきましては人権尊重の趣旨を一層徹底いたしまして、逮捕状の発付に遺憾なきを期したいと思つたのであります。

○羽仁五郎君 人権尊重の思想は恐らく法務総裁の最高の名譽に關係する問題だと思つた。私は法務総裁とか或いは最高裁判所長官や、或いは實際の第一線に立つてゐる方としては警察署長とかいふものが、人権擁護を何よりも至高の任務であると十分認識してゐると固く信じてゐるのであります。併し實際の場合には必ずしもさうでない。依然として単に法律を施行するといふ程度のことしか認識されてゐないのじやないかと思つた。只今の法務総裁のお答えで大体の趣旨においては私満足でありますけれども、その点なお一層御考慮下さつて、特に只今の点に對しての御所見をもつて社会秩序担当の當事者に訴えられるという時期などの問題も、やはり十二月十日というのは随分重大な時期であります。そういう点も更に再考を促したいと思つたのであ

ります。それからこれは只今すぐ御答
弁を頂かなくても適當の時期にまたお
答え願いたいと思うのでありますが、
検事とか警察官、それから裁判官それ
らに關係する人々の教育及び再教育を
やつておられますが、それらの面、それ
からまた警察署長などについても、そ
れらの人々がそれらの職責に適當であ
るといふことを判断する上において、基
本的な人権に關するその人の認識とい
ふものをどの程度に重要視されておられ
るかといふふうなことも具體的の仕事
の上で、或いは司法研修、訴訟の場合、
その他の場合について伺いたいと思
うのでありますが、これは今日直ちに
お答え願いたいというふうには考え
ない。

それから最高裁判所のほうからの只
今御答弁でありましたが、判事が基本
的人権を守らなければならぬという
一つの大きな場合としては、やはり訴
訟に當つて、例えば検事なり、警察官
なり、或いは警察官なりが人権蹂躪を
しているような事実があると判事が認め
た場合にそれらについて非常に重大な
の判事としては考え方をしなければな
らないのじやないかと思ふんですが、
私もそれはよい、傍聴している限り
では、余りそういう問題について非常
に深刻なる認識というものを持つてお
られないのじやないか。人権蹂躪があ
つたという場合には全然その訴訟とい
うものは初めから成立しないというく
らいの深い考えが十分に徹底してい
ないじやないかというにも思ふので、
そういう点なども御留意願いたい
と思ふんです。

○國務大臣(大橋武夫君) 只今お述べ
になりました趣旨は全く同感でござい
ます。その線に沿ひまして善処いたし

たいと存じます。なお先ほど申落して
おりましたが、逮捕状濫発の問題につ
きましては、検察庁側に対して通牒を
発しますと同時に、国家警察におき
ましても丁度各府県の警察隊長會議を
催しておりますので、その席上にお
いて本部長官より特にこの問題につ
きまして懇篤なる訓示をいたすことを要
請いたしまして、さうに取計らうと
いう報告を受けております。

○説明員(内藤頼博君) 裁判官につき
ましても誠に御尤もなる御意見と存じ
ます。裁判官の研修であるとか、或
いは告示の趣旨などを徹底するように
したいと思ひます。

○左藤義詮君 只今いろいろ逮捕状の
問題がありましたが、先に実例を申し
ますと、私どものほうの大阪府での
警察官が自分の上司である署長の逮捕
状を司法警察官であるが故に直接判事
に請求をして、それが出たというよう
な事件があつて、これは警察署長であ
りますためにいろいろ問題になつたの
であります。或いは曾つてこの参
議院に議席を持つておりました方に
して逮捕状が出たんですが、非常に誤
りであつたというふうな事件もあるの
でございまして、これはまあ私法律
には素人でございまして、これは非常
に精神的な大きな圧迫でありますの
で、それが誠に今お話でありました
が、事實は簡単に申されておる、殆ん
ど官判を捺して出すというふうな実情
であると思ひます。私は二つの今挙げ
ましたような実例が出て来るのです
が、實際は今羽仁さんの言われたよう
な、そういう訴える途を知らない無辜
の者に相当私が多いのじやないかと思
ふ。その点について今挙げましたよう

な実情等もありますか。只今判
事官が……。まあ検察官は私はどうかと
思ひますが、末端の司法警察官が請
求し得る。それに対して官判を捺して
おるとすれば非常に重大な問題だと思
うのですが、判事が相当拒絶しておる
というふうなお話もございましたが、
どのくらいの一休要求がございま
して、どのくらい拒絶をしております
か。どの範囲において實際末端にお
いてどの程度まで判事が逮捕状の請求に
対して慎重にやつておられますか。
その点について実情なり、その統計な
り、又それに対する今後の策を一つお
伺ひしたいと思ひます。

○説明員(内藤頼博君) 逮捕状のよう
な身心を拘束いたします効力を生じま
すものにつきましては、御承知のよう
に憲法で現行犯のある者に限り発する
ことができるようになっております。
裁判官にとりましても極めて重要な権
限であるといふふうにも私も考へて
いる次第でございまして、只今お話の
ございました実例及び逮捕状の拒絶の件
数等につきましては、只今手許に資料
がございませんので、調べまして御答
弁を申上げたいと思ひます。

○左藤義詮君 実例につきましては後
刻で結構でございまして、私が後段に
申しました實際末端においてどうい
うな処置をしておられるか。一つ要
請したらすぐとれるのか。どうい
うなそのとき取扱をしておられるの
か。その具体的な実情について一つ
お尋ねいたします。

○説明員(内藤頼博君) 裁判官がその
請求につきまして、官判で逮捕状を出
しておるといふことはまあない
と存じます。併しそういう詳細な末端

の事務について、やり方につきまして
所管の検務局長が参りまして御答弁申
上げたいと思ひますが、御了解願いた
いと思ひます。

○委員長(北村一男君) では後刻検務
局長が……

○伊藤修君 先ず先般お尋ねして置き
ましたいわゆる文芸春秋の問題につ
いて法務総裁から御答弁をお聞きしたい
と思ひますので……

○國務大臣(大橋武夫君) 七月二十九
日の法務委員会におきまして伊藤委員
から御質問がありまして、その際取調
べの上お答えを申上げたというので答
弁を留保いたしておつた問題でござ
います。この御質問の御趣旨は、東京地
方検察庁の所属の河井検事が八月号の
文芸春秋に執筆投稿いたしましたる獄
中の大野伴陸氏、これに対して小見出
しといたしまして、大野伴陸代議士の
放談に答ふる。こういう題をつけまし
たる記事が、河井検事の私的な意見とし
て出されたものであるか、それとも法
務府に伺いを立て、或いは検察官の協議
を経てなされたものであるかどうか。
若し私的意見としてなされたものであ
るならば、一体検察官が職務の執行に
よつて知り得た被告の取調中の私事を
公開をいたし、或いはその職務遂行の
過程をかような方法により披露しても
いいものかどうか。こういう御質問の
要旨であつたのでございまして、これに
対してお答えを申し上げます。河井検事
の獄中の大野伴陸氏と題しました文章
は、その副題において示しております
ごとく、七月号の文芸春秋に掲載せら
れました大野伴陸氏の獄中獄外放談と
題しました記事に對しまして、河井検
事個人の立場から一応の弁明を試みた

ものでありまして、全く同検事が私的
意見の発表に過ぎず、法務府に伺いを
立て、或いは検察官の協議を経て発表
せられたものではございません。而し
て右記事を投稿いたすことに至りまし
たる事情は、大野氏の獄中獄外放談と
いう記事が河井検事の兄のことに及
び、又同検事の取調へ態度その他若干
個人的問題に觸れるところがありまし
て、而も同検事の立場からいたします
と、その内容にはかなり誇張と歪曲が
あり、真相と齟齬するにございまして、
若しこのまま放置するにございまして
は、読者、或いは延いては一般の誤解
を受け、検事自身及び実兄等の名譽が
侵害せられることがありはしないか。
又検察一般に対する信用を失墜する虞
れがありはしないか。かように考へま
して、これに対する世人の誤解を一掃
するといふ趣旨を以ちまして、全面的
な記事を投稿いたしました。これに答へよう
といたしたものでございまして、併
しながらこの記事がかような雑誌に
かような形において掲げられました
というところは、検事の職務上の地位か
ら考へまして、又その内容の記述が特
に一般世人を対象とするものといは
しましては、内容或いはその書き方等に
つきまして、より一層注意を行つべき
点があつたといふ点から考へまして、
法務総裁といたしましては、これは遺
憾に存するところでありまして、直勤の
監督官を通じて同検事に對して訓
告の処分をいたしました次第であります。
御報告をいたします。

○伊藤修君 只今の法務総裁の御報告
によりまして、いわゆる検事のあり方
といたしましたも、誠に法務総裁とし
て適切なる御処置をおとり下さつたの

で、この点敬意を表します。少くとも
検事としたしましては、法務総裁の御
答弁のような趣旨において今後の検察
の運営を図られることを強く望みま
す。

次にお尋ねいたしたいのは、人権擁
護問題につきましては只今羽仁さんか
らお尋ねがありまして、詳細御答弁が
あつたのでありますから、これは省略
いたします。

治安問題について一言お尋ねいたし
たいと思つてます。私が申上げるまでも
なく、現在世界は二つの陣営に分れて
おりまして、我々といつたしましては日
本の憲法の立場から申しまして、又
国際情勢の上から申しまして、日本
の現在置かれておる環境から申しまし
ても、この二つの陣営に対しまして、
共に、又同時に、平等に我々は平和を
望んで止まないものであります。併し事
実は、世界の情勢は、こういう我々の
理想を裏切られる傾向に流れつつある
ことは、これはもはや否定すべき何物
もないと思つてます。恐らく今後の世界
のあり方といたしましては、東の陣営、
西の陣営と各分れて異つたところの人
類生活というものが醸し出されるとか
ように信ずる次第であります。誠に
不幸な次第であります。而してさよう
な環境に立つ場合に、日本の国民とい
たしまして、一体我々は西の陣営に行
くのか、東の陣営に行くのかというこ
とが、いろいろ指導者の、いわゆる政
府当局その他の人々の言葉を総合いた
しますと、おぼろげながら西の
陣営に行かざるを得ないというよう
な傾向にあることは、これは顯著な事
だと思つてます。そういう環境の中に立
つてゐる日本といつたしまして、日本

民といつたしまして、一体八千万の国民
が安んじて今後我々の生活権というも
のを保持し得るかどうか、この環境に
おいて、即ち国際混戦の余波というも
のは、即ち国内の治安に影響して参るこ
とは申すまでもないことであります。
又国内治安の影響が延いて国際治安に
波及して行くことも想像に難くないと
思つてます。こうした場合において、一
体政府は現在の機構において、国内治
安が保たれるところの確信があるか
どうか、言い換えて申しますれば、国
民はこれによつて生存の保障が期せ
られるかどうかということ先ず御確
信のほどをお伺いしたいと思つて
ます。

第二にお伺いしたいことは、それに
備へべき国家警察というものを、いわ
ゆる示唆によつてお作りになつたこと
と存じますが、いわゆる警察予備隊と
通称言われておりますが、一体この警
察予備隊というもののあり方ですね、
仄かに私が聞くところによりますれば、
名は警察予備隊であります、そこに
おいて訓練される場所のものは、い
わゆる警察行政に関するところの知識
というものは、少しも訓練されていな
いように聞かれます。例へば具
体的に申しますれば、法律的な素養は
少しも與えられていない、ただ日常鍛
錬と攻防ということ、兵器の使い方と
いうことのみを専念されているように
聞いております。若しそであるとい
たしますれば、一体日本が再軍備の基
礎をこれによつて蓋いつつあるとい
う誤解を招くのではないと思つて
ます。若しこの警察予備隊が国内治安の
機関となるものであるというお考えな
れば、少くとも警察の範疇においてこそ

存在を認められるものと思つて
して見ますれば、少くとも国家警察が
他の警察、即ち二万五千の者と、同様
なところに置いてこれを教育し、運営
して行かなくてはならぬと思つて
ります。そのように大きな懸案に對
するところの訓練ということも或いは附
加してなされることもあり得るかも存
じませんが、そういう行き方にあるべ
きではないのでしようか、そうでなく
して現在のごとき形において訓練され
ておるといたしますれば、それは再軍
備の基礎をなすものであるという世界
の誤解を招く虞れがあるんじゃないで
しようか。少くとも日本国民が平和国
家、平和主義の国民であるという言葉
を事実において裏切ることになるん
ではないのでしようか。世界といつたし
ては、ドイツの再軍備、日本の再軍備
を今日期待して止みません。これは世
界の情勢であります。人的資源を求め
て止まないことは今日のあり方であ
ります。併しそれに直ちに日本国民が受
けて立つて再軍備をするごとき形に
持つて行くこととはどうでしよう
か。少くとも今日講和條約を迎えんと
する今日の日本人のあり方としては、
そういう私は誤解を招くのではないで
しようか。この点に對するところの御
所見をお伺いしたいと思つて
ます。

それから第三に、一体警察予備隊と
いうものが、或いは法務総裁のお答え
を想像いたしますれば、飽くまで国内
治安のために存在するのであると、こ
ういふお答えを得ることと存じます
が、併し先ほど申上げましたごとき趣
旨の下に訓練されておるところの警察
予備隊というものは、今日特に西にこ
れを移動し、或いは北に移動して、そ

うしてあなたも極東におけるところの
紛争の第二基地、即ち兵站部基地を担
當しておるとごとき形にこれが移動さ
れておるといふことは、国民に大きな
不安を與えるのです。この形自体から
申しますれば、即ち日本国民が今日の
連合国の基地を代行しておるとごとき
感覺を與える。これは関係方面の意図
に基くというならば、これは又別であ
ります。それが占領政策に、より必要
なことであるというなら別であります
が、そうじゃなくして、日本の国家警
察がこういうような形に運営して行く
ということは、これは又非常に国民に
不安を與えると共に、国家警察の本質
に對しまして、大きな疑点を投げかけ
るものではないかと思つて
ます。

それから第四にお伺いしたいこと
は、一体今日のような情勢におい
て、中共が果してどこまで侵襲する
かわかりません。恐らく中共は停戦に對
するところの最後の発言権を確保する
ために、三十八度線までは必ず来る。
これは火を見るよりも明らかで
す。併し勢いの赴くところ、朝鮮全土
に中共の軍がなだれ込むかも知りま
せん。そうした場合において、日本の
国内治安というものが、果して現在の
警察制度若しくは警察の陣容のみに
よつて保ち得るといふ御確信があるか
どうか。今日の傾向から申しますれば、
先ず思想の侵襲があり、次に思想に伴
うところの暴力の侵襲があり、最後に
思想と暴力とを前衛としたところの軍
備の侵襲がある。この三段階の侵襲に
よつて、他の一つの陣営は、他の陣営
を席巻せんとしつたつたつたつたつた
で以て日本国民八千万の生命というも

のが片付けられるといふことは、私は
如何にも不安で堪らないのです。少く
とも日本国民の今後の生活、生存の保
持の面からして、確乎たる信念を御披
瀝願したいと、かように考へる。この
四点に先ずお答えを願いたいと思つ
ます。

○國務大臣(大橋武夫君) 伊藤委員に
お答えいたします。

先ず第一の御質問は、今日世界が二
つの陣営に分れており、これに關連い
たしまして、国内において種々治安上
の問題を生じておるのであるが、現在
の警察力において、この国内治安を十
分に維持できるかどうかという御趣旨
に拜聴いたしましたのでございます。現在
国内の警察力といつたしましては、一般
警察といつたしましては、いわゆる九万五千
の自治警察、ほかに三万の国家地方警
察、都合十二万五千、そのほかに警察
予備隊といつたしまして七万五千、都合
二十万、これが正規の警察力というこ
とに相成つておるわけでございます。こ
の警察力の人員の数といふものが必ず
しも今日の日本として少きに過ぎると
いふことではないのであります。併し
これが運用におきましては、この二十
万の警察力を治安の確保のために完全
に有効に活用できる態勢ができてお
るかどうかが重要な点になります。い
ろいろ問題があるわけじゃないかと思
つてます。特に地方警察、自治警察の
両者の活動がおの／＼別々になつてお
る。そうしてこれの両者についての連
絡關係が必ずしも理想的ではないとい
う批判がございます。この点は従来
一本にまとまつて運用されておりました
日本の国家警察といふものに対して、
その一部が分かれて自治警察

のが片付けられるといふことは、私は
如何にも不安で堪らないのです。少く
とも日本国民の今後の生活、生存の保
持の面からして、確乎たる信念を御披
瀝願したいと、かように考へる。この
四点に先ずお答えを願いたいと思つ
ます。

を作り出した。そうしてこの自治警察
ができる際におきまして、特にこれは
従来の国家警察に隷属したとき従来
の地方の警察ではなく、これは自治体
の独立したところの警察であるとい
趣旨が非常に強調されたわけであ
ります。もとより基本的人権を擁護
し、警察として真に民主的であり方
を期待いたしますためには、従来のご
とき国家の中央集権的な形をとるよ
りも、むしろ地方分権的な行き方にする
ということのほうが、或いは地方の地
元地元における住民の監視を容易なら
しめるというような点から申しまし
も、適切な処置であつたと考えられる
のであります。併しながらこの警
察を国の全体の警察力として考へて参
ります場合には、この折角存在いたし
ておりますすべての警察力が有機的に
統合的に活動をいたし最高度に能率を
發揮するということを常に政府として
も又各警察としても考へるべきこと
は当然なのであります。かような点か
ら申しますと、自治警察とい
うものは必ずしもその自主独立性を強
調することによつてのみ警察法におけ
る自治警察としての真面目を發揮し得
るものではなく、国家地方警察その他
の自治警察との連絡協調というよう
なことに、常に自主性を主張する
と同一強度を以て、これを主張
し又念頭に置くべきものであると考へ
られるのであります。併しながら今日
までの段階におきましては過渡的に従
来の統一せられたものが分裂いたし
ましたために、反動的に独立性を強調
する、自主性を強調するといふ点が非
常に強くなつておりました。連絡とい

う点におきましては必ずしも十分では
ないという状態にあるのでございま
す。今後この制度の運用又要すれば或
る程度の改正によりまして、これらの
自治警察と国家警察との連絡協調が平
素より十分に保たれるようにいたした
いと考へておるのであります。これが
完全に行われぬならば十二万五千
の警察力というものが殆んど終戦当時
又戦時中におきまして我が国の警察力
に比較いたしましても殆んど五割以上
増加いたしておるわけでありまして、
相当な警察力として活動が期待でき
るのであります。殊に今日におきまして
はそのほかに七万五千の警察予備隊の
発足を見た次第でありますので、こ
れらを総合いたしますと現在におけ
る治安の維持というようなものにつ
いては十分に信頼を置き得るものと確信
をいたすのであります。ただでき得る
限り先に申上げましたところ各機関
の徒らなる小さい立場から自主独立性
を強調するばかりでなく、国家的な大
きな立場から見れば、この相互の
連絡協調性を今後増すことによりまし
て、全体の能率を上げて行くといふこ
とが尙必要であると思へておるわけ
であります。

第二の御質問は警察予備隊のあり方
についての御質問であつたのでござ
います。警察予備隊はその設けられま
した趣旨が、一般警察の補充的な作
用を営むものである。その任務とい
つては、公衆の福祉を保障するに
とてありますけれども、具体的に申
しますと、一般警察が処理でき
ないような事態の発生に際しまして出
動するといふことになつておるので

ありまして、その活動は補充的とし
ますか、或いは補強的と申しますか、
そういう使命を與えられておるのであ
ります。併しながらそれは飽くまでも
警察の任務に従事する警察であること
は明らかでございまして、マツカー
サー元帥の書簡及び警察予備隊令にお
いてもこの趣旨は明らかにされてお
るのであります。従いまして警察予備隊
は軍隊とは明確に異なるものと言わ
なければならぬのであります。軍隊と
いうものは元來外敵と戦つておること
がその第一の任務と相成つておるもの
である。過去の我が国の軍隊も国内に
おいて出動することもございまして、
いわゆる地方長官の出兵請求に基
いて出動した建前になつておつたので
あります。併しそれは飽くまでも第
二義的な任務であつて、主たる任務、
第一義的な任務といふものは飽くまで
外敵と戦かうといふことが任務であ
つたのであります。かかる過去の軍隊
と異なりまして、警察予備隊は過去の
軍隊が第二義的な任務としてのみ考へ
ておつた国内の治安維持といふ、これ
を第一義的な任務として設け
られたものなのであります。従いまし
てこれはかような性格の上から申し
て軍隊とは全く異なるものでありま
す。警察の性格、性質を持つておるも
のであると考へておるのであります。
而してこの警察としての性質、即ち一
般警察が処理できないような事態が起
りました場合において出動する、こ
ういふ性質から考へまして、警察の予
備隊の持つ武器は、当然一般警察の持
つ武器よりも重い装備を持たなければ
ならないといふことは、その任務から
来る当然の結果となるわけでありま

す。即ち現在の警察予備隊におきま
しては、占領軍より貸與せられてお
るカービン銃を全員携帯することに
いたしておるのであります。これは極
めて小型の小銃でございまして、約十
八発を連続発射し得るような装置でござ
いまして、併しその射撃距離、有効距離
といふものは数百メートル程度でござ
いまして、むしろ威力という点から申し
ますと、従来日本の軍隊の用いてお
りました歩兵銃等に比較しますと、
小銃といふよりはむしろピストルに近
いものであります。これを全員に持
たしておるようなわけでありまして、
且つ又その目的が警察の通常処理でき
ないような事態といふ場合の出動を予
想いたしておるのであります。これは国内
におきましては、いわゆる集団的な破
壊行動といふものを予想いたすわけ
であります。これらの集団的な破
壊行動に対して出動する警察予備隊とい
ましては、これを部隊として編成を
いたし、そしてそれに対処するよう
な特殊な訓練を平生から実施するこ
とが必要となるわけでありまして、
従いまして訓練の上におきましても、
部隊としての行動を威力あらしめると
いふ趣旨から訓練が先ず第一義的な
ものであります。通常の警察と相異
なりました、日常社会に発生いたしま
す警察事犯の取締りを行い、或いは一
般警察行政の手伝いをするといふよう
なことは、最初から使命として考へて
ないものであります。むしろさうい
うことから離れまして、非常事態に出
動するといふ使命一本によつて、この警
察予備隊を編成いたして参りますこと
が、少数の人員によつて最も威力のある
警察力を作り得るゆゑんであると、か

うな趣旨を以ちまして一般警察事務等
からは切離しておきます。又配置から
申しましても、一般警察とは切離し
て、特殊の部隊として各地に配置を
いたしておるのであります。従いま
して、現在の段階におきましては、先
ず訓練の順序として、差当り一時も早く
この第一義的な使命に向つて、有効に
働かせるものにしたし、有効な、
新しい武器の操作、或いは集団的な破
壊行動に対処するところの部隊行動とい
うような点の訓練が主眼になつてお
りまして、警察行政に関する知識等につ
きましては、今日の訓練におきま
しては、今日これを実施いたして
も殆んどこれを実施いたして
状態です。ただ併しながら現在の警
察予備隊の編成は、一般隊員が募集せ
られ、幹部として指導、監督、訓練の責
任を負うべき機関がまだ十分にできて
おりません。今日隊長その他の幹部と
なつておるのは、仮に任命された
ものであります。これは將來にお
いて本式な訓練を受けた正規の幹部と交
替せしめるということになつてお
りまして、さういふ次第でありまして、
現在の警察予備隊は幹部の配置が殆んど
できておらない。従いまして訓練とい
うような点のみを行なつておるので
あります。精神的な指導の面ではあり
ますと、或いは字課でありますと
か、さういふ面が非常に遅れてお
る。併しこれは事実であります。私
どももいたしましては来月中旬頃まで
に、一応新幹部を配置いたし、これら
の新幹部によつて今後の教育の重点と
いたしまして、従来からの部隊行動、
或いは武器の操作といふ面と並行いた
しまして、民主的な警察予備隊として

の必要な学課という面の訓練も行うようにいたして参りたい。でき得るならばそういう段階に相成りますれば、警察としては一般的な知識を訓育するようにはいたして参りたいという考えは持つておりますが、現在におきましてはさような状態で参つておられるところまで参つておらないのであります。従いまして現在の警察予備隊の部隊としての訓練の仕方、又裝備が一般警察に比較して重、こつた点から見まして、この警察予備隊というものは普通の警察と全く違つた、むしろ軍隊のごときのものであるというふうな世間の誤解があるという事は、私どもも十分承知いたしておりますのであります。この点は全く誤解でありまして、その誤解のよつて生じますゆえんのもの、現在の警察予備隊が未だ創立の過程にありまして、十分私どもが計画いたしております完全な姿になつておらない、それがために訓練等におきましても、私どもが計画いたしましたような線でもなく、むしろ軍隊に近いような、そういうた教育の面が先行をいたしておる、この結果軍隊ではないかというふうな感じを隊員みずからも持ち、又世間においてもそういう誤解を生じておる、かように考へるのであります。この誤解の生じたことにつきまして、私どもも今日までのそのつとところの仕事の進行が、必ずしも期待通り手際よく行かなかつた、それがために教育におきましても現在のような状態である、その結果かような誤解を一般に生じておるのであります。この点につきましては私どもも深く遺憾に考へております。併しながら本来の警察予備隊の性格は先ほど申し上げまし

たごとく、一般警察にもあらず、又軍隊にもあらず、一つの新しい国内治安のための警察力でありまして、その線に沿つた編成、訓育、これを早く完成いたしまして、世人の誤解を解くように努力をいたしたいと考へる次第でございます。

第三に予備隊の現在の配置が連合国軍の兵站基地を守るようになっておるではないかという御質問の点でございます。これは事実におきましてさういふお感じになつたことだと存するものであります。即ち警察予備隊七万五千の募集という事は非常に急に行われたのであります。警察予備隊の募集を考へます上に、おきましては、これら募集いたした隊員をどこに收容するかという客れ物が一番の問題となつたのであります。ところでこの客れ物ということになりますると、従来陸海軍その他の持つておりました固有の建物について今なお不用に備しておる、そうしてこれらの警察官を收容いたしますように転用できるものは各地に相当あつたし、又現在は長年使用いたしておりませんが、併しそれ関係上、内部の設備等におきまして直ちに利用し得る状況にはなかつたのでございまして、これには相当の金もかけ、又時間もかけて修理をしなければ、警察予備隊を收容するには不適當であるというふうな状況であつたのであります。幸ひ連合国軍司令部におかれましては、この新しい人たを急に募集する、ついではその收容の施設としては司令部の側においてできるだけの心配をしてやる。ついでに丁度朝

鮮動乱のため米軍部隊の一部が退去したまになつておる。連合国軍の兵舎として用いておつた建物もあるし、又曾つて連合国軍が使用いたしておりました、そうして撤退いたしたために現在空いておる建物、これらの建物を取りあえず指定するからそこに收容してはどうかというお話があつたわけでも、他に急に收容すべき適當なる建物がありませんでした関係上、取りあへずの運びといたしまして、連合国軍の兵舎として使用いたしておりましたに仮に容れてもらつたところといつたいたしました。その結果は当然連合国自體の兵舎として管理されておつた建物でありまして、連合国軍の兵站基地を守るような地位にあるのはこれは当然であつたわけでありまして、結果的には御指摘のような形になつたのであります。併しながら現在使用いたしております建物、これは連合国軍の建物を使用する、建物を一時借用いたしておるわけでありまして、警察予備隊側として使用しては、今後でき得る限り速かに日本政府の警察予備隊の専用倉庫として使用すべき建物、これを決定いたし、それを修理して使用に耐え得るようになり次第、そこに引越をさせらる。こういうことに相成つておりました。今すでに殆んど毎日のごとくに一部ずつ新たな庁舎が完成し次第そこへ移動しておるといふ実情でございまして、従いまして今後におきましては日本政府の必要に應じまして、建物さえあればそこへ配置するといふような運びにあるわけでありまして、これは必ずしも連合国軍の兵站基地を守るように

配置しなければならぬものであるといふふうには私ども考へておらないわけでありまして。それから第四に、現在の朝鮮の動乱の状態の将来というものを考へ、仮にこれが朝鮮全土に拡がった場合において日本の治安は大丈夫であるかどうか、特に思想の攻勢、遂には暴力による侵入、最後には軍の力によつて侵入をいたして来る。これに対処して万全の措置があるかどうかという御質問であつたのであります。少くとも思想攻勢、或いは国内におきまする暴力の攻勢に対しましては、これは国内治安の問題でございまして、この点につきましては警察予備隊及び一般警察、この力を十分に活用いたしますならば、国内の治安は十分に確保できるものと考えております。併しながら将来において外国軍隊が我が國に侵入して来るというふうな場合におきましては、これは私どもは單なる国内治安の問題と考へますよりは、むしろ日本國の安全保障の問題として考へるべきものでないか、さやうなる意味合におきまして、この外國からの軍の侵攻というふうな問題となりますと、單なる国内治安の問題ではなく、従つて又現在の警察力のみによつて処理できるものであるとは考へておりませんし、又警察として、国内治安だけの建前から警察予備隊にいたしましては、現在にいたしておるのではありません、現在にいたしておるの正規軍隊によりする侵入というのことに對しましては、國の安全保障の問題として別途に考へて行くべきではないか、かように考へておる次第であります。

○伊藤修君 時間も大分遅いですがから関連してお尋ねしたいことは午後には

ることにはいたしまして、二点だけお確かめして置きたいと思ひます。第一、現在の自治体警察及び國家警察並びに予備隊警察ですが、この三本建のものを完全に運営して国内治安の万全を期し得られる。こういうお説であります。が、國家警察及び警察予備隊は然りとは言ふことは言ひ得るかと思ひますが、地方自治体警察につきましては、御承知の通り御説明申上げますまでもなく、各個独立して権限を行使して、その間において何ら横の連絡又は縦の連絡というものは法律上禁止されておる。こういうふうな訓練されておる。この現在の自治体警察というものは果してあなたのお説のように運用し得るかどうか。これについては検査局長の二、三日前の何か解釈が訓令か存じませんが、いわゆる協力という解釈をとつて、すべて横の連絡をとるようにするという單なる解釈問題で片付けられるとは考へられないと思ひますが、むしろ抜本的に今日の自治体警察のあり方を少くとも地方自治体や県單位にこれを集約して行くことでもなく、つては、いわゆるあなたのお説のようになんを期せられるか、その点に對するところのお考へ若しくは見通しはありますか。第二には、現在例えば広島あたりに移動されておるといふ警察予備隊が皆曾つての往年のいわゆる出征と告げ、若しくは歓呼で送るといふような風景を演じておるし、又行く者も家族の關係者もいわゆる出征するやうな気分でお出掛けしておるといふのが事実

たしております。これまで逮捕状の請求がありました件数は、昭和二十四年、つまり新刑事訴訟法が施行されましたから今年の九月に至るまで、全部で六十二万六千五百七十三件、そのうち却下された数が合計三千三十四件ということになっております。拘留状の場合、合計四十万七千六百四十一件、そのうち却下されたものが千八百八十二件ということになっておりまして、比率から言えれば非常に少ないものであります。

○左藤義詮君 ○五%くらいですね。二百件請求すると一件くらい却下になっておりますね。

○説明員(岸盛一君) 法律上、逮捕状の発行について、別に犯罪の種類とか何とかいう限定がありませんから……。

○左藤義詮君 そうすると、先ほど私が心配したことが非常に多くなつて来ると思ふのですが、そういう点は法務府のほうにお願いして置きます。その後の起訴数、その他について御質問したいと思ふますが、時間がありませんから詳細は午後に譲ります。

○委員長(北村一男君) それでは裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案、民事訴訟法等の一部を改正する法律案、以上四件につきまして、他に御質疑のある方はございませぬか。別に御発言がなければ四案に対する質疑は結局いたしたものと認めまして、只今より各案につきまして、討論採決に入りたいと思ふますが、御異議ございませぬか。

○委員長(北村一男君) 御異議がない

と認めます。先ず裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は質疑を明らかにしてお述べを願います。……別に御発言もなければ討論は結局いたしたものとみなしまして、直ちに採決に入ります。本案に賛成のお方の御拳手をお願いいたします。

○委員長(北村一男君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決されました。

○委員長(北村一男君) 次に裁判所法の一部を改正する法律案につきまして討論に入りますが、御意見のある方はお述べ願います。……別に御発言もなければ討論は結局いたしたものとみなしまして、直ちに採決に入ります。本案に賛成のお方の御拳手をお願いいたします。

○委員長(北村一男君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決されました。

○委員長(北村一男君) 次は刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案につきまして討論のおありの方は御発言を願います。なおこの刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案は、衆議院において修正されました本院に送付されてございまして、それが本案となつておるわけでございます。そういうことをお含みの上、討論のおありの方は御発言をお願いいたします。

○羽仁五郎君 念のために……、その衆議院で修正されて本院に廻されておる原案とどういふ点がこの配付されて

おる案と違ふのかを伺います。

○委員長(北村一男君) それは先刻政府のほうから御説明を願つたのでございませぬか……その修正案は皆お配りいたしております。

○羽仁五郎君 了解いたしました。

○委員長(北村一男君) 別に御発言がなければ討論は結局いたしたものとみなしまして、直ちに採決に入ります。本案に賛成のお方の御拳手をお願いいたします。

○委員長(北村一男君) 多数と認めます。よつて本案は可決されました。

○委員長(北村一男君) 次に民事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、討論のおありの方は御発言を願います。……別に御発言がなければ討論は結局いたしたものとみなしまして、直ちに採決に入ります。本案に賛成のお方の御拳手をお願いいたします。

○委員長(北村一男君) 多数と認めます。よつて本案は可決されました。

○委員長(北村一男君) 多数と認めます。よつて本案は可決されました。それから議院に提出する報告書には多数意見者の御署名をお願いいたします。

○委員長(北村一男君) 多数と認めます。よつて本案は可決されました。

多数意見者署名
〔裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案及び裁判所法の一部を改正する法律案〕

伊藤 修 左藤 義詮
長谷山行毅 齋 武雄
須藤 五郎 鈴木 安孝
羽仁 五郎 宮城タマヨ
岡部 常

〔刑事訴訟法施行法の一部を改正

する法律案及び民事訴訟法等の一部を改正する法律案〕

伊藤 修 左藤 義詮
齋 武雄 長谷山行毅
鈴木 安孝 羽仁 五郎
宮城タマヨ 岡部 常

○委員長(北村一男君) なお本会議における委員長のお頭報告につきまして、本委員会における質疑応答の要旨、表決の結果を報告することについて御承認を頂きたいと思ふますが、御異議ございませぬか。

○委員長(北村一男君) 御異議ないものと認めます。

午後一時三十分休憩
〔休憩後開会に至らず〕

出席者は左の通り。

委員長 北村 一男君
理事 伊藤 修君
宮城タマヨ君

委員 佐藤 義詮君
鈴木 安孝君
長谷山行毅君
齋 武雄君
岡部 常君
羽仁 五郎君
須藤 五郎君

國務大臣 大橋 武夫君
政府委員 國務大臣
法務府法制意 野木 新一君
見第四局長 草鹿淺之介君
刑政長官 田中 治彦君
民事法務長官

説明員 最高裁判所長 内藤 頼博君
官代理者(事務) 最高裁判所長 岸 盛一君
官代理者(事務) 官代理者(事務) 岸 盛一君
官代理者(事務) 官代理者(事務) 岸 盛一君

十二月五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月一日)

十二月六日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は十二月二十九日)

一、裁判所法の一部を改正する法律案
一、刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案
一、民事訴訟法等の一部を改正する法律案

昭和二十五年十二月二十五日印刷

昭和二十五年十二月二十六日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 行